

# 共に生き、共に支え合う まちづくりを目指して

## ♥ 第3期障害福祉計画を策定

障害者福祉計画とは、障害の違いや年齢などにかかわらず、障害のある人すべてが、暮らしやすく自分の望む生活を送ることができるようなまちづくりのための市の取り組みを明確化したものです。

平成18年度から3カ年度毎に計画を見直し、今回が第3期目(平成24年度～26年度)の計画になります。※福祉事務所や市ホームページで閲覧できます。

**基本目標** 更なる「安心」と「自立」を支える

- 基本方針**
- 1.自己選択、自己決定を尊重する相談・権利擁護のための支援体制の確立
  - 2.障害のある人が求めている地域生活を支援するサービス・ニーズの把握と確保

今後、この計画に沿って障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業などを行い、障害のある方やその家族の皆さまの不安や課題を早期解決できるように努めていきます。

## ♥ 悩みや不安をお持ちの方へ

障害者福祉計画の策定にあたり、障害のある方にアンケートを実施しました。その中で「障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なもの」として「相談しやすい窓口」が多くあげられましたので、今回は身近に相談できる窓口を紹介します。

## まずはご相談ください

### 相談窓口

- ★地域活動支援センター「あけぼの」 ☎ 57-7180  
(夜須福祉センター2階)※香南市委託相談支援事業所
- ★香南市社会福祉協議会(吉川支所2階) ☎ 57-7300
- ★香南市福祉事務所(のいちふれあいセンター1階) ☎ 57-8509

◀地域活動支援センター「あけぼの」 相談支援専門員 (左)小松麻里さん(右)住友芳美さん▶



▲表紙絵は「2010年度小中学生の人権に関する作品集」の入選作品。作者は宇賀万由加さん(野市東小学校5年)

今月からスタートしました「福祉事務所だより」。市では、障害のある人が住み慣れた地域で生活し、社会参加できる環境を作っていくこと、さらには障害福祉施策を講じています。このページでは、障害福祉に関するサービスや取り組みなどを順次紹介していきます。 ※不定期掲載

友だちがほしい  
働きたいけど  
自信がない  
お金の管理が  
難しいな  
風間、ふらっと出ていける  
場所があったらな  
悩みごとをだれかに聞いてもらいたい  
福祉サービスってどんな  
ものがあるのかな？

# 65 歳以上の第1号被保険者の 介護保険料が確定します

■問い合わせ  
高齢者介護課 介護保険係  
☎ 57-8510

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や自治体などの負担金などを財源に運営されています。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、住民税の課税状況に応じて9段階に分かれています。

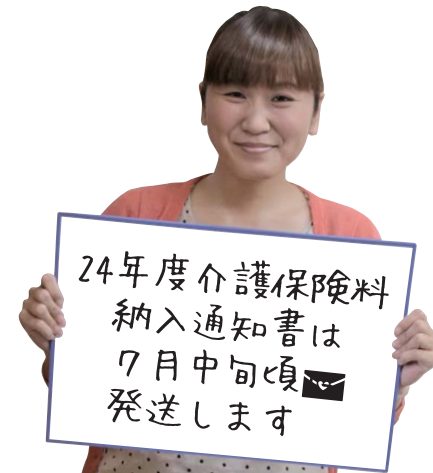
このページでは、65歳以上の方の24年度介護保険料についてお知らせします。  
※40歳～64歳の方(第2号被保険者)は医療保険料から納めていますので、詳細はご加入の医療保険担当にお問い合わせください

### Q 保険料はどうやって決まるの？

A **65** 歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直しが行われ、本年度から下記の新しい保険料額となっています。介護保険料は、平成23年の住民税課税状況・所得に応じて決まります。

### Q 保険料の納め方は？

A **特** 別徴収(年金からの天引き)が基本となっていますが、年金額や65歳に到達された時期等により普通徴収(納付書でのお支払い)となる方には、納入通知書と一緒に納付書を添付していますので、納期限までに納付をお願いします。



### 24年度介護保険料一覧表

※財政安定化基金や市町村準備基金を取り崩して、保険料の上昇を緩和しています

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額) 24～26年度
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、その属する世帯全員が住民税非課税	基準額×0.50	28,920円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	28,920円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以下の人	基準額×0.65 37,596円
		上記の合計が120万円を超過する人	基準額×0.75 43,380円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税者で、本人は住民税非課税の人	本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.80 46,272円
		上記の合計が80万円を超過する人	<b>基準額</b> 57,840円
第5段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.10	63,624円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	72,300円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	86,760円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	101,220円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.85	107,004円

